

女性活躍推進法に関する情報公表

○女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 採用した労働者に占める女性労働者の割合（2022年4月1日～2023年3月31日）

正職員	50.0%
嘱託職員	100.0%
臨時職員	82.4%

(2) 労働者に占める女性労働者の割合

正職員	60.2%
嘱託職員	63.8%
臨時職員	93.9%

(3) 係長職にある者に占める女性労働者の割合

40.0%（6人）（係長級全体（男女計）15人）

(4) 管理職に占める女性労働者の割合

0.0%（0人）（管理職全体（男女計）3人）

(5) 役員に占める女性の割合

20.0%（1人）（役員全体（男女計）5人）

(6) 男女の賃金の差異（2022年4月1日～2023年3月31日）

全労働者	81.3%
うち正規雇用労働者	85.2%
うち非正規雇用労働者	86.5%

※非課税所得を除く賃金集計

○職業生活と家庭生活との両立

(1) 男女の平均勤続勤務年数の差異

男性	10年
女性	8年

データ集計：2023年4月1日時点

掲載日：2023年8月10日